

令和7年7月第9回 松阪市教育委員会定例会会議録

令和7年7月23日（水）教育委員会室

議決事項

議案第 27 号 松坂城跡整備検討委員会委員の委嘱について

報告事項

報告第 31 号 松阪市私立高等学校振興補助金交付要綱の一部改正について

報告第 32 号 松阪市立小中学校小規模特認校指定実施要綱の一部改正について

報告第 33 号 令和7年度6月児童生徒の問題行動等について

出席者

教育長	中 田	雅 喜
委員（教育長職務代理者）	松 江	茂
委員	安 岡	幹 根
委員	松 岡	曜 子
委員	川 端	有 美

出席事務局職員

事務局長	若 山	幸 則
事務局次長	熊 野	佳 幸
教育総務担当参事兼教育総務課長	西 浦	有 一
学校教育課長	三 田	篤
学校支援担当参事兼学校支援課長	脇 葉	敦
子ども支援研究センター所長	中 西	祐 司
スポーツ課長	吉 田	和 敏
文化担当参事兼文化課長	松 葉	和 也

傍聴者 0 人

午後1時30分 開会

○教育長

ただいまから令和7年7月第9回松阪市教育委員会定例会を開会いたします。

傍聴の申し出はございませんでしたので、ご報告申し上げます。

それでは、事項書に従い進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

まず、議案第27号「松坂城跡整備検討委員会委員の委嘱について」につきまして、

事務局から説明願います。

【議案第 27 号 文化課長から説明】

○教育長

この読み方は「まつさかじょうあと」「まつさかしろあと」「まつさかじょうせき」どれが正しいですか。

◎事務局

「まつさかじょうあと」でお願いします。国指定史跡の名称が「まつさかじょうあと」という読みになっております。

○教育長

他に質問、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

質疑なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

討論なしと認め、これより採決に入ります。

議案第 27 号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員挙手)

○教育長

挙手全員でございます。よって議案第 27 号は、原案どおり可決いたしました。

[illegible]

○教育長

議決事項が終了いたしましたので、報告事項に入ります。

報告第 31 号につきまして、事務局から説明願います。

31. 松阪市私立高等学校振興補助金交付要綱の一部改正について

(報告第 31 号 教育総務課長から説明)

○教育長

この補助金の上限は当初から 100 万円でしたか。

◎事務局

いいえ、当初上限 200 万円だった補助金が、平成 30 年に上限 200 万円から 150 万円に変わりました。それから令和 2 年に上限 150 万円を 100 万円に徐々に下げている状況です。

○教育長

生徒急増期に私学を助成する動きが全国的にありました。ただ近年ですと県立高等学校と私学の高等学校との差がなくなってきたこともあり、徐々に削減しているところもあります。

◆委員

これは何に使っているのですか。

◎事務局

施設の整備等に使っております。過去の実績からしますと、普通教室での情報セキュリティ機器の導入、体育館の LED 照明の取替工事、トイレ修繕等の内の 100 万円補助したなどが挙げられます。

○教育長

以前は 1 人当たりにお金を払っていたのですか。

◎事務局

はい、1 人あたり 2,500 円×市内に住所を有する在籍生徒数を、上限 200 万円で支払っていました。

○教育長

他に質問、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

質問等がないようなので、報告第 31 号を承認したいと思います、いかがでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

○教育長

異議なしと認めます。よって、報告第 31 号は承認いたしました。

次に報告第 32 号につきまして、事務局から説明願います。

32. 松阪市立小中学校小規模特認校指定実施要綱の一部改正について

(報告第 32 号 学校教育課長から説明)

○教育長

小規模特認校について詳しく説明してください。

◎事務局

小規模特認校は、豊かな自然環境に恵まれ、特色ある教育を推進している小規模校に通学することによって、児童生徒の心身や健康増進を図り、豊かな人間性を培うことを目的として取り組んでいる学校のことです。今小規模特認校に指定されている学校は、飯高中学校・宮前小学校・香肌小学校の 3 つです。本来通う予定だった指定校ではなく、市内から保護者の方に子どもを送迎していただく必要はあるのですが、先

ほどの目的のため小規模特認校に通うことができます。

○教育長

全国的にも多くの不登校の子どもがよく使います。香肌小学校について詳しく教えてください。

◎事務局

今年度の香肌小学校の児童数は 25 名で、地元のお子さんは 3 名いらっしゃいます。小規模特認校の制度を活用してではないですが、県外等から学校に行きにくいお子さんや自然に恵まれた所で学校生活を過ごしたいというお子さんが、22 名移住して来ていただいています。香肌小学校で小規模特認校の制度を活用しているお子さんは、今のところはいません。

以前は 1 名香肌小学校に小規模特認校の制度を活用して、市内から通っていらっしゃったお子さんがいたのですが、香肌小学校区に移住されたため、小規模特認校の制度を活用するお子さんはいらっしゃらなくなりました。

○教育長

不登校の子で大江中学校に行っている子は 1 人ですか。

◎事務局

はい、小規模特認校ではなく不登校が理由で、通学校を既存の学校から大江中学校に教育委員会が認めたという事例です。小規模特認校の制度を活用せずとも、教育的配慮の面で、教育委員会から認められ、区域外通学をすることもございます。

○教育長

質問、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

質問等がないようなので、報告第 32 号を承認したいと思います。いかがでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

○教育長

異議なしと認めます。よって、報告第 32 号は承認いたしました。

次に報告第 33 号につきまして、事務局から説明願います。

33. 令和 7 年度 6 月児童生徒の問題行動等について

(報告第 33 号 学校支援課長から説明)

○教育長

質問、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

質問等がないようなので、報告第 33 号を承認したいと思います、いかがでしょうか。

異議なしと認めます。よって、報告第 33 号は承認いたしました。

報告事項が終了しましたので、その他の方に入ります。事務局から何かございませんか。

プールの跡地の活用方法について教えてください。

「豪商のまち松阪」中心市街地土地利用計画が作成され、そこでは公園のプールを解体して駐車場の拡大を行うといった計画が挙げられています。これも含めて今後、検討していきます。

子どもたちが楽しみにしているプールが無くなってしまいます。子どもたちが楽しめるように他のプールの充実を図っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

質問、意見はございませんか。

委員の皆様から何かございませんか。

ネットで女子児童の写真が先生の間で、出回っているという情報を耳にします。こういったことをなくすため、松阪市としてはどういった対策をとっているのでしょうか。

真面目な先生方が頑張っていた中で、そういった事件が起きるのはあってはいけません。松阪市でそういった事象が発生したという話を耳にしておりますが、

先生方のコンプライアンスについては、小中校長会等事あるごとに周知しております。

これまでと変わったこととしますと、個人の端末で子どもたちの写真を撮っていたものを一律に禁止しております。

○教育長

松阪市では三重県同様に新たに採用する人が、過去に罪を犯していないかチェックしております。先生の不満や鬱憤が違う方向に向かわないように、そこもフォローしていく必要があります。子どもの心が傷ついてしまうことがないように、注意を徹底的に行ってください。

もう一つ心配なのが、インターネット賭博・薬物です。今そういった行為が見受けられた事象はございませんが、いろんな場面で注意喚起をしてください。

◆委員

健康診断では、異性がいるにも関わらず下着を外した状態で、整列することもあると聞きます。下着をつけたまま健康診断ができないのか、下着を外さなければいけないのであれば異性がいらない状態にする等、そういったところの配慮をお願いしたいです。

◎事務局

今は下着を着た状態でできるようにしたり、1つ前に個室を作ったり、以前より随分配慮をして、毎年校医さんともそういった配慮の面の話をしております。効率を求めてしまう部分もありますが、意見交換を進め、医師会等とも連携を深め、そういった面の統一した配慮をこれからもしていきたいと思えます。

◆委員

夏休みの過ごし方で注意している点があれば教えていただきたいです。

◎事務局

規則正しい生活をするよう指導しております。特に学校生活を離れて、自由に子どもたちが出かける機会がありますので、水難事故・交通事故の指導は徹底して行っています。例えば交通事故の指導につきましては、松阪警察署と協力し、夏の交通安全県民運動の7月11日から20日に合わせて、交通安全啓発の取組を行いました。具体的には、松阪市の全小中学校のご家庭で、発達段階に合わせた交通ルールを守る動画を見て、家族で交通ルールを確認し合い、標語を作成することを行いました。

○教育長

学習の方はいかがですか。

◎事務局

松阪市で子どもたちはタブレットを持ち帰っていますので、学校で計画を立てて自宅等で学習をすることを行っております。また子どもたちの主体性を育てるため、夏の自

由研究や環境学習の課題も出ていて、iPad を使った探究的な活動を行っています。

○教育長

探究的な活動が夏休みの宿題の在り方を変えています。決まった量をやる宿題から、課題を見つけ解決していく方法を探究していく宿題が出ています。その中の 1 つで MATSUSAKA S TEAM プロジェクトとして、今回は市民病院の院長に学ぼうということで、鳥の肉を切って縫うことで、実際に医師が使用する縫合練習キットを使って縫合体験を行うことで、手術の方法を学ぶといったことを行っています。名工大へ行って大学生活を見てもらったり、有名な企業の社長に来ていただいて話していただいたり、子どもたちが主体的に探究的活動をしやすいような取組を今後進めています。

他に夏休みの学習について何かありますか。

◎事務局

各校ともデジタルドリル学習でのタブレット利用が一番多いのですが、他の学習としては、デジタルデバイスに慣れるという点で、デジタル日記というものがあります。また 10 月 11 日にある GIGA フェスタに向けて、フォト・ムービーコンテスト用動画を作ってみませんか、タイピングコンテストに向けて練習しませんかという案内をしています。

さらに教職員に向けては、休んでくださいねというところもあるのですが、研修講座も数多く開催しておりますので見識を広め、力量を高め、モチベーション高めるためにもよければ受講してくださいという案内もしております。

◎事務局

文化課の方も夏休みを活かし、子どもたちが様々な体験を行えるように、用意をしています。例えば松浦武四郎記念館では、座布団やうちわなどを用意して写生できる場を準備したり、自分の研究に役立てるため、いつでも質問できる場を準備したりしております。歴史民俗資料館の方では、子ども藍染め体験教室があったり、8 月 2, 3, 9, 10 日の 4 日間に文化財センターはにわ館で、お客さん相手に市内中学生がガイドをする体験も行ったりしています。このように文化の体験活動を通して、主体的に課題を見つけて探究できる機会の提供を心掛けています。

○教育長

他にございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

それでは、最後に事務局から次回の定例会の日程報告をお願いします。

◎事務局

次回の教育委員会定例会でございですが、8 月 25 日 月曜日、午後 1 時 30 分から 教育委員会室で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

○教育長

これをもちまして、令和 7 年 7 月第 9 回松阪市教育委員会定例会を閉会いたします。
ありがとうございました。

午後 2 時 30 分 閉会